

2024年3月1日

お客様各位

高知県土佐市高岡町甲 2137 番地 1
土佐信用組合

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への 休眠預金等の移管に関する公告

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」という。）第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

1. 移管対象となる預金等

2013年10月1日から2014年9月30日が最終異動日等となる預金等

2. 預金保険機構への納期限

2025年3月1日

（休眠預金等活用法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日とは異なります。）

3. 休眠預金等代替金の支払い請求

預金保険機構への納付日において当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は、当組合を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払いを請求することができます。

なお、詳細につきましては、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以上